

建設業者等の指名停止について

令和5年6月1日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止等措置業者

- (1) 水道機工株式会社（東京都世田谷区桜丘5-48-16）
- (2) 株式会社水機テクノス（東京都世田谷区桜丘5-48-16）

2 指名停止等期間

令和5年6月1日から令和5年6月30日まで（1か月間）

3 指名停止等の理由

水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスは、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

このことが、糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条第1項（別表第2、第7号）に該当するため。